

第5回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成20年12月16日(火) 午後6時00分～午後8時12分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員
(欠席: 斎藤委員)
(事務局) 鈴木企画部長、金子企画調整課長、野沢副主幹、石井副主幹、笹原副主幹、横瀬副主査、北川副主査、石原副主査、大島主任主事
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 第4回検討委員会サンプル事業審査の結果について
(2) 補助金の交付に関する基準(案)について
(3) 新しい補助金制度について
(4) 今後のスケジュールについて

【議事】

(傍聴人入室)

委員長 : 議題の1から始めたいと思います。第4回補助金制度検討委員会のサンプル事業審査の結果ということですが、この点について事務局からご説明ください。

事務局 : 本日は資料を6種類配布しておりますが、資料6は前回第4回委員会で、補助金見直しの全体像についてお求めがございましたので、現在プロジェクトでイメージしているものを整理いたしましたので参考にさせていただければと思います。これから、議題ごとに説明させていただきます。

議題の(1)に関しまして、まず資料1をご覧くださいと思います。A3のシートに第4回委員会で取り上げた2課8事業についての委員の皆様様の採点の結果がまとめがございます。委員の平均と最多となりました選択を表示してあります。個々の項目の得点の背景に模様がついているのは、同数の得票が複数あったもので、格子柄になっているのは、選択が3通りになってしまったものでございます。複数になったものにつきましては、便宜上低い得点を斜体で表示しています。

次のページについておりますA4の得点率集計表は、委員ごとの採点を一覧にしたものでございます。前回でも説明いたしましたが、平均では着眼点へのあてはまりの意味がわからなくなってしまいますので、原則として委員の最多の選択を結果としております。これには、極端な高得点だとか、低得点を除外するような効果もあると思っております。その際、選択が別れるものについての判断を、どうするかご検討が必要になるかと思っております。事務局としては、例えば3種に分かれてしまったものについては協議が必要ではないかと思っております。

また、今後の方向性につきましては、委員会としての結論をいただきたいと思いますので、資料2に結果を記入しながらご検討をお願いいたします。資料2は、皆様に意見をいただいて、再修正した点検シートとなりますが、結果に対するレーダーチャートも表示してあります。点線が担当課の評価、実線が委員会での評価となっております。右上に面積が広くなれば補助対象となっている内容が良いもの、反対に左下の

方が広がっていれば、制度的に良い傾向になるものと思っております。

なお、委員からご質問がありまして、評価項目 13 の会計の点検を行っているかという項目につきましては、担当課に確認したところ実際に行っているということです。この欄につきましては評価 2 となるのが正しいのですが、説明の中で不明であったことから、0 と付けられた委員もおられたものと思っております。他にも 8, 9, 10, 16 など評価について揺れが生じているところですが、一度に多数を評価する場合などは、個々にヒアリングするには時間的制約もありますことから、この辺りは客観的なところですので、担当課が正しく選択できるように、さらに説明を工夫することで、原則的には自己診断どおりとさせていただくのがよろしいのではないかと思っております。1 番から 7 番につきましては、委員の方に委員会として評価していただくことが必要になるかと思っております。概要については以上でございます。

委員 長 : それでは、資料 2 をみながら、これを確定していく、委員会の意見を作っていくというのがまず最初の議題だと思います。それでは、資料 2 を見ていただきながら、既に採点していただいているわけですが、それは資料 1 の方に個別に出てきているというわけですね。これを今後の方向性までを含めて、委員会としてこの点検シートを確定していくということですね。

事務局 : その前に資料 1 をご覧いただいて、背景に模様が入っているものは、選択が 2 種類以上あるものがございます。最多選択として、0 が全て入っていますけれども、この 0 につきましては、辛いほうの点を載せてございます。例えば、1 と 0 に 2 人ずつの評点が入っていたとしますと、0 という表示になっています。特に格子柄になっている部分は、0 から 2 までの選択が 2 人ずつついていることになっていますので、これについての取り扱いをどうするかルールを決めていただいた上の方が良いかと思いません。

委員 長 : まずは、委員の多数が選んだものを選ぶという方式はどうでしょうか。両端は切ると。これは良いのではないのでしょうか。

問題は分かれた時にどうするか。低い方にするか高い方にするか。とりわけ、濃い網掛けのように、2 と 1 と 0 が 2 人ずつに分かれた場合ですね。これは 3 つ目の青少年育成団体活動補助金の 6 番ということですね。個別の表をみていただくとわかりやすいかと思えます。個別の表の 3 枚目、対象番号 77 です。この 6 番、2 が 2 つ、1 が 2 つ、0 が 2 つと完全に分かれていますね。

事務局 : こういうのはもしかしたら委員の方の中に勘違いされているケースもありますので、議論していただいた方が良いかと思えます。青少年育成団体活動補助金でございますので、思い出していただきますと、前の資料になりますが、青少年の環境を良くする市民の会などの活動になりますので、それについて 6 番の内容は被補助者以外の市民が事業に参加する機会が開かれているかということで、すべての事業に参加できる、あるいは限られた事業のみ参加できる、あるいは参加できない活動である、のどれかという形になりますので、その判断について、後ほど、こういうケースはこのように判断するとの例にもなりますので、よろしく願いいたします。

委員 長 : 青少年育成団体活動補助金というのは、いくつかの団体に個別に出している補助金

ですよ。

委員：23 団体が構成している市民の会に出しています。

事務局：補足します。青少年の環境を良くする市民の会もそうですが、それ以外に、船橋企業警察防犯連絡協議会、船橋市国際親善の会も補助金の枠組みの中に入っています。金額としましては、118 万円、9 万円、9 万円です。

委員長：そこについて、どうでしょうか。

委員：私自身が市民の会に 10 年近く参加しておりましたので、例えば、夏祭り等は、市民全体、学区の生徒さん、保護者に全て声掛けをしていますので、私自身は限られた事業に参加できるということで 1 という評価をしたのですが。後者の 2 つ、例えば、船橋市国際親善の会は、多分海外派遣をされた方が作っている特殊な団体だと思うので、限られた方たちの活動なのかと。3 者がニュアンス的に違うように感じていますが、金額的に市民の会が一番多いとすれば、多分私自身がそうであったように、限られたものに関しては自由に参加できたと解釈いたしております。

委員：一般の市民の方が参加できるかというように理解したので、参加できないので 0 点をつけたのですが。限られた会員の方が参加できるということでは。

委員：市民の会は、例えば私が属していたのは宮本市民の会なのですが、1 万何千人の各戸に市民の会の会報を配って、こういったところにご参加くださいというような呼びかけをしており、それを市民全域に渡って各市民の会で行っていますので、そのように解釈したのですが。

委員：限られたということと参加できないというのをどのように考えれば良いのでしょうか。

委員：限られた事業というのは、例えば夏祭りであったりとか。

例えば、啓発物品がありますよね。第 3 金曜日と第 3 日曜日が家庭の日とか、何とかなの日とあるのは、多分そう言った対象者のみが参加しているのだと思います。そういう意味付けでは、限られた事業のみに、一般市民に参加を呼び掛けて参加できるという形になるかと思えます。

委員長：このところの設問は公平性の話ですから、会員の人たち以外の市民が事業に参加できるかだから、そうですね。今の夏祭りのようなことをして、そこに会員以外の人に参加できるのであれば、全ての事業ではなくて、一部の事業に参加できるということですね。

委員：会員の人しか参加できないと言ったら、参加できないと解釈すれば良いのか。

委員：誰でも容易に会員になれるかどうかに着目すると、開かれていると言えるのではないのでしょうか。市民の会は自治会の役員になれば、その人たちが大体なっているので、私は 2 にしたのですが。

事務局：確かに会員になれるかどうかということで、直接なかなか会員になれない、ハードルが高い場合にはおそらく 0 点なのです。ところが、何かの拍子に参加したいという意志さえあれば、会員なり賛助会員のような形で入ることが可能なのであれば、比較的開かれているという判断をしていただいてもよろしいのではないかと作ったものとしては思います。それから、現在 0 と 1 と 2 が同数ですので、どなたかがどちらかに動かれば、そこで決定しますので、議論していただければと思ったのですが。

委員長 : 0の方は。

委員 : 0はありえないと思います。

委員 : 1が良いと思います。

委員 : 入れないと思ったので0にしましたので。

委員長 : そうですね。

このように3つに分かれてしまったのは、1つだけです。残りの2つは2つに分かれていますので、どちらかということで。どうでしょうか。全部で14個ありますが。

事務局 : それにつきましても、先程課長より説明いたしました。全ての事業に対して、議論して決めていくことがなかなか出来ませんので、1から7に限ってはここで結論を得る必要があると思います。それから、8以降はなるべく担当課が迷わないような選択肢を用意することにして、必要があれば、こちらでヒアリングを行うなりして、大体統一を図っていくという考え方でいかがでしょうか。

委員長 : それで良いと思います。

委員 : 事実関係で〇も×もないですね。例えば補助金の割合など。

委員長 : 8以降ですね。

それでは、最初から7番までのところで、意見が分かれているところについて、議論して、どちらにするかを決めましょうか。

青少年育成会補助金の3番、4番ですね。

事務局 : 補助金ごとにされた方が良いかと思います。先程、青少年育成団体活動補助金をしていますので。

委員長 : それでは、青少年育成団体活動補助金の5番の効果があるかないかですね。

委員 : 1が3人、0が3人ですね。十分な効果があるという人はいないのですね。効果は少ないのと、いずれとも言い難い。難しいところですね。

委員長 : 私はお祭りというのは効果があるのではないかと考えているのですけれどもね。

委員 : 宮本地区では、夏祭りのときに300人から400人の参加者がいます。市民の会関係で宮本のメインストリートを全部埋めるという形で行っていますので。そう言った意味で地元宮本だけでなく、多分同様に他の市民の会にもありますので、夏祭りに限って言えばとても効果があるようには思いますので、1にしました。

委員 : ただ目的から言うと、お祭りをすることが目的ではなく、青少年を良くすることが目的なので、どうかなという感じがします。

委員 : 第3の家庭の日、青少年の日に関しては、市民の会以外にも、例えば保護司の団体であったり、補導委員の関係であったり、そう言った青少年の健全育成団体の方たちが、私が参加した時点でも、本当に南口をいっぱいにするほどの会員の参加者で啓発をしていますので、絶大な効果があるなんてことは言えませんが、ないとも言えませんので、いずれとも言い難いという評価で私は1とさせていただきます。

事務局 : 青少年の環境を良くする市民の会、立ち上げ当時、青少年育成市民会議というものがあまして、悪書追放市民の会、学校毎に、悪書追放ですとか、子どもを取り巻く問題について、いろいろなボランティアもいますし、関連機関が集まって、協議しよ

うというところからはじまっていますので、実際子どもの問題がありましたら集まって会議をして、パトロールをしようかとそういう話し合いをしているわけですから、そういう意味での効果が0だとは思わないかなというところだと思います。

委員： 目的は青少年の浄化活動という良い目的ですが、到達点は何もないので、極端な話、判断できない。まったくの主観で例えば今、二宮地区や何とか地区に何百人集まったと言うが、船橋市としたら、その対象の青少年が何万人いるのか考えたら、参加した青少年の人数は、ほんの10%にも満たないという話になる。これはそもそも、目的と施策が合っていない話であり、効果なしだということになる。

委員： 家庭の日、先ほどの街頭啓発、ティッシュを配るだけではなく、ピンクビラなどをボックス内から取る活動もしたのですが、最初取り扱った時点に比べて、2年、3年と、どんどん少なくなっていきました。そう言った意味で目で見て実感しております。効果はありました。

委員： 10年前ならそうかもしれませんね。でも、去年の話だとどうかなという疑問があります。

委員： 3年前までやっておりましたので。

委員： 私の見方は、少し厳しいかもしれませんが、補助金を使うことで、去年よりは今年、今年よりは来年、来年よりは再来年と、レベルアップしていかないと、効果があったとは認め難いと思うのです。そうでないと、終期をおく理由がありません。この事業は確かに出来た時からは良くなっていることは間違いない、そうでなければ補助金の意味がないし、続けている意味もないのだけれど、現状維持で良いのか。例えばティッシュをずっと配っていることは、効果がないということに対して反省がないわけで、1も結構厳しいかなと言う感じがしているのですけれども。

委員： 少しはあるよというのは0点になってしまうのですよね。だから、0は効果がないということにした方が良いのでは。そうすれば、今のような議論で、少しでも効果があれば1点がつきますよね。効果が少ないと、どちらも言い難いというのはなかなか難しいので、0点は「効果がない」にすれば、判断は迷わないですよ。

委員長： そのような点数の変更も含めて、1点で合意できますか。

委員： 「少ない」を「ない」と理解すれば、少しはあると思いますので、1点で良いかと思えます。

委員長： 効果が全くないわけではないけれども、十分な効果があるわけではないと。

委員： 効果が少ないというのもまたどの程度かという問題はありますが、○か×か△にしないと判断を迷ってしまいますね。

事務局： 多数であることを確認いただければ。点検シートも修正します。

委員長： それでは、点検シートを修正いただくということで。

その他もそうなるかどうかということですよ。

これで、77番は終了ですね。

それでは、79番の青少年育成会補助金に戻りましょうか。これは3番と4番で意見が分かれています。3番は0と1。被補助者以外の市民の利益となる活動を実施しているかどうか。

- 委員：この育成会の活動は自分のためにやっているわけではなくて、青少年を育成するための事業を展開するための補助金ですから、当然やっているわけです。
- 委員長：ここは、私も含めて、0をつけた3人が、被補助者以外の市民の利益となる公益的な活動もしていると理解すれば良いわけですね。
- 委員：ここも、実施していないとすれば良いのではないですか。ほとんどが紛らわしいですよ。
- 委員：全ての自治会に補助しているのではないのですか。
- 委員：そうなのです。私も自治会と書いてあったので、私は1点をつけたのですが、おそらく全部の自治会に交付しているわけではなくて。
- 委員：全自治会の26%にしか交付していないのですね。
- 委員：そうなのです。そこを評価すれば、当然0になってしまうのですよね。私は、26%の人たちはきちんと活動していると解釈しています。
- 委員：でも、その人たちは他の町会のことは考えずに、自分の町会のことだけ考えているのでしょうか。
- 委員：ただ、26%以外の町会からは多分申請がないのです。事業に対する対価なので、活動をしない自治会は結果的に申請できないということになります。手をあげてくれないというのが実態なのかなど。なので、26%を頑張ってやっているなどみるのか、自分勝手にやっているなどみるのかによって随分と違うと思います。
- 委員：やっていることは間違いないと。
- 委員長：1点ということでもよろしいですか。
- 事務局：確認なのですが、設問は変えますか。
- 委員長：ここはどうでしょう。ほとんど実施していないというのは、良いのではないのでしょうか。
- 事務局：なぜそのようにしてあるかと言うと、大体皆中心にいてしまいますので、少くらいやっているのは0点で良いかなど考えて作ってあるのですが、委員会として、中心化傾向はやむを得ないのであれば、そこははずすということかと思えます。
- 委員：ただそういう意味で理解されると、どの辺までを良いとするかが難しいですね。
- 委員長：僅かしかやっていないということでもなさそうだとということでしょう。どうですか、1で。よろしいですか。
- では、4の方ですが、社会・経済情勢の現代的ニーズに対応しているかということですが、現代的でないという方と現代的だという方と。
- 委員：少子高齢化時代に入って、やはり若者の、小さい頃の育成というのは必要事項ですので、そう言った意味で、今の社会のニーズなのかなどとったのです。それで、1にしました。
- 委員：私は、やり方は不足けれども、一応やっているということで、1にしました。
- 委員：これは、質問がね。私は0点なのですが。現代的ニーズに対応しているかということですよ。
- 委員：私は0にしたのですが、社会・経済情勢の現代的ニーズからすると、青少年の環境については、最近はボランティアで行う傾向になってきていると思うのです。いつま

でも補助金を当てにするのではなく、実際にボランティア団体はいっぱいあるはずで
すし、それを整理すれば、ボランティア活動が現代的ニーズからすると流れなのだと。

委員： 設問の、現代ニーズというのが。

委員： そうなのです。

どこの自治会も抱えている、子ども会というのは、縮小方向にあるのです。当然、
少子化時代で子どもがいなくなっているのです。でも、その子どもたちに社会性を身
に着けさせようとか、いろいろな社会体験をさせようとか、いろいろなニーズがここ
にきて、一人っ子の逆、みんなと交流させようというニーズで、うちの子ども会と私
も随分離れていますけれども、最近はやっているようです。そう言う意味で、ニーズ
には応えています。

委員長： どうでしょうか。

委員： そうなると、手弁当で子どもを集めて読み書きなどをやっている、いろいろな団体
があるわけです。そこの兼ね合いが非常に不公平な話になりませんか。

委員： それは、新規の補助金制度を大いにこれから活用していただけるように啓発しませ
んか。

委員： と言うことは、これは一回 0 にしてしまっていて、いろいろな団体と競合させた方が。
例えば、ここに 50 万円出しているのであれば、地域の小さないろいろな団体で同じ目
的で青少年のためにやっている、そのような団体に 10 万円ずつ振り割けた方がより公
平に大勢の人ができるのかなとも思うのです。

委員： 基本的には、やはり町内会に頑張ってもらうのは、市民協働という観点からも、本
当は良いと思うのです。地域密着型で出来ないから、NPO の助けを得るとというのが、
今のスタイルだという気がしています。

委員長： 現在も続ける意味があるのかということですね。

委員： 少子高齢化というのが現代の大きなテーマなのだから、少子高齢化を誰が支えるか
という話で、これを一歩進めると、行政が補助金を出しながら進めるのか、これからは
お金が無くなってくる。少ない予算でどうやるのかと言ったら、自治会だとか地域
だとかそういう既得権は一回忘れて、補助金を平等にやりたい人に配ったほうが良い
のではないかと思います。

委員： 今現状で警鐘の重さという役割を私たちは担っているのだと思うのです。

今の形では、今後補助金なくなりますよ。ですから、目的意識をもって活動事業を
展開しようというような警鐘を鳴らす意味で今現在しっかりとした必要理由があ
るのでしたら、ここではともかく 1 か 0 かという判断においては、活動している、当
初の目的は少なくともニーズにあっているという意味で、1 としてよろしいのではな
いでしょうかということです。

委員： 同じ団体に補助しているというのは、現代ニーズに合っていないということではな
いのでしょうか。現代ニーズというのは、特に若い人たちは、毎年毎年変わると思う
のです。同じところに長く出しているというのは、このことからして、だめだという
様に理解して、私も 0 点をつけたのですが。

委員： その辺りは 12 番で大体カバーできるはずで、今まではきちんと終期を設けていなか

ったのだからということだと思えますが。現代ニーズとは活動実態を言っているのではないのですか。

委員：私の理解では、現代ニーズとは、活動の仕方、補助金の配り方やプライオリティも含めて、どれが、社会が注目しているか。今だったら、少子高齢化がみんなの関心の的なわけです。一方で、お金がないというのも関心の的なんです。それをどうやって料理していくかというのが関心の的なのだから、そういう意味でこの補助金は子どもを取り巻く環境を良くするという、それもあまり交付に関する細かいことは記載されていない。何を具体的にやるかも決まっていない。逆にいうと、子ども祭りにお金を出したばかりじゃないかと言うのもいっぱいあるわけです。先程の議論も子どものですよ。

委員：それはむしろ効果性とかの議論であって、ここの公益性、必要性と言うのは事業の対象で青少年をどう育成するか、育成すること自体が、意味があるのかなのかを言っているのかなと思っているわけです。5から8番までは、補助金の出し方だから、他の団体に出した方が効果があるかどうか等々は、そちらで議論する方が適当かなと思います。議論がすれ違っているなと言う感じがしたのですが。

事務局：補足説明と提案をさせていただきます。

私がやっていた仕事なのですが、当時、170数団体でした。今は153団体と言うことで、25年前からほとんど数が変わらない。しかも下がってきている。その中で1万円弱しかもらわない団体もありますし、ここに出ているみゆき育成会のように結構な金額をもらっている団体もございます。当時からこういう補助金であれば、例えば、町会・自治会の中で子どもに対する行事をしていないところはほとんどないと思いますので、そういうところに統合して、このような制度自体はなくしても良いのではないかという議論が実は当時からございました。その時にこのようなやり方ではいけないのではないかという議論はありまして、委員がおっしゃるように、ここの部分というのは、そもそも補助金を交付することに意味があるのかということをきいているわけですので、それ以外の、制度としておかしいなというのは違うところで判断すべき内容と我々は思って作ってございます。もし同数で、そのまま平行線の場合には、議長にどちらか決めていただくのも一つかなと思いますし、私どもとしましては、設計上は、若干辛くなるように、1か0の場合には0という様にしてございますので、その点がそれで良いのかということをここでご議論いただいて、終わりにしていただければと思います。

委員長：では、よろしいですか、私の判断で。なかなかそう言われると難しいのですが。

子どもに対していろいろと活動することは現代ニーズもあることだと思うのですが、どうも一部の団体にしか手をあげてこないとかですね、いろいろな意味で、そこを問題と感じて、他が応募してこないというのは、もしかしたら、現代ニーズという意味でも、現代ニーズはあるのですが、使いづらい補助金になっているのかもしれないと評価しながら感じたので、現代ニーズには対応していないということで、0でよろしいですか。

では、次ですが、今後の方向のところまでやった方が良いですか。

- 事務局：今日のメインテーマです。今していただいているのは、点数の話で、実際に補助金をどうしていくかということが重要だと思っています。ここで1点と0点の差はそんなにないと思いますので、従って、私どもは暫定的に辛い点でも、参考になれば良いかなと思っておりますので、ここは議論が分かれるけれども、とりあえず0点がついているという風にご理解いただければよろしいかなと。それでよろしければ、先に進んで頂ければと思います。
- 委員長：それでは、そうしましょう。
次は、78の補助金ですね。1と4と7の3つが分かれています。
1番、セーフティネットの確保に必要である。
- 委員：セーフティネットとは言えないですね。楽しむための活動ですから。
- 委員長：そうですね。野球の団体などですね。1点の方どうですか。
- 事務局：ここで採決して、多い方の点となると思います。
- 委員長：そうですね。
- 委員：セーフティネットの説明がありましたよね。それを読むとあまり悩まなくても良いかと思います。
- 事務局：資料2の一番後ろに添付してございます。読みます。「セーフティネット」とは、生活する上で最低限必要な健康保険、医療、社会福祉、公的扶助等の役割を果たすものをいい、もし、その補助制度がなければ生存が危うくなるようなものをいう。
- 委員：そんなに悩まないのではないかと。
- 委員長：そうですね。やはりここは0ですね。よろしいですか。
次に分かれているのは、4番です。現代ニーズがあるか。先程と同じ議論ですね。そうしたら、0点ということで、よろしいですか。
後は7番ですか。他市と比べ適切な補助水準であるかどうか。他市の状況をよく比較した上でということになります。担当課の判断はどのようでしたか。
- 事務局：担当課は1点です。補助している市もあれば補助していない市もあるということです。
- 委員：他市の状況等を参考に見直しを検討するというようなことを、改善プランで書いていますね。
- 委員：ヒアリングした結果、低いところが結構多く、船橋が高いという実態がありましたよ。
- 委員：それは、均衡を欠いていることになるのですか。
- 委員長：事実としてどうなのですか。
- 委員：近隣自治体のレベルはもっと低かったと理解しています。
- 委員：同じくらいのレベルであったら、2点ですね。金額の上下はあるけれども、他市も補助金を払っている場合には、どうなのでしょう。
- 委員長：他市と同等というよりも高いけれども、均衡を欠いていると言う程、高いわけではないということになると、1点になりますか。
- 事務局：おそらく、ここをつけられたのは、担当課の説明で金額を聞かれたからだだと思います。船橋市は466万円、千葉市は212万円、松戸市は148万円、市川市は船橋市に少

し近くて 390 万円。いずれにしても船橋市は高いというご判断が均衡を欠いているという判断か否かということだと思います。

委員： 誤解していました。均衡を欠いているというのは、他市は出していない、だから 0 点。他市は出していて同等だったら、2 点。他市は出しているけれど、多少上下はあるよという場合は 1 点と、3 つを単純化して考えていました。

委員長： 他市がないのに出しているというのは、完全に 0 点。他市と同等は 2 点ですから、金額の差が少しある程度だったら、1 点。

では、次に進んでいきまして、69 の高等学校定時制教育振興会補助金について。1 番、セーフティネットの確保に必要であるか。

事務局： 補足ですが、改善プランでこちらを担当された方はいらっしゃいませんか。

実際には、あまり生徒の役には立っていませんので、否定的な評価になっています。

委員長： それでは、私を変更すれば良いのですね。では、0 点と。

最後に、72 の専修学校各種学校協会補助金です。分かれているのは 4 番と 5 番ですね。4 番はあるという方とないという方と。使い方の説明が少しありますが、ここから考えるとどうですか。現代ニーズに対応しているか。

委員： おそらく私自身、この現代ニーズというところで、先程の少子高齢化と同じような発想で、今はいろいろな学び方があるので、そのような中で、専修学校というのは、ニーズがあるのかなという意味で、1 にしているの、先程の論から言えば、0 になるのかなと。

委員： 教員の資質の向上に要する費用ですよ。今どき、補助金でするのは、世の中の流れではないなと思って 0 にしたのですが。

委員： 私は 1 から 0 になりました。

委員長： そうですか。それでは、0 でよろしいですね。

次に補助金の効果があるかどうか。これはどうでしょうか。

委員： 同じように 1 が 0 になりました。

委員長： そうですか。それでは、72 の 4、5 は 0 になるということ。

以上で 7 番までのところをすべて見たということになります。これを集計した数字が下に出てくるわけですね。

事務局： 提案なのですが、先程点数も変わったものがございましたし、評価項目についても訂正部分が出てきましたので、もう一度作ることになるかと思っておりますので、それについては、ここで、それを下に議論するよりは、新しい点数を以て議論した方がよろしいのかもしれないというのが一つと、総合的な評価や方向性について、出していない委員もいらっしゃいますので、そこの部分について再度提出いただいて、89 事業を並べて行う方がよろしいのではないかと、あるいは、89 事業は無理にしても、次回以降に決まったものでやると、但し、次回はもう少し事業数を増やしていただいて、それについて、委員の皆様にも事前にお配りしますので、点数をつけて、ここにこれも含めて何事業になるかわかりませんが、20、30 という事業を前回までヒアリングした事業を中心に並べていただいて最終結果を出していただくかという様に今考えています。それよりも、特に見直しをするための基準、この委員会で決めなければな

らないことを先にやっていただいて、それをもとに最終的な方向性を決めていただいた方が良いかとも思っています。

委員長：今の事務局のご提案でどうでしょうか。では、先に議論を進めるということにしたいと思います。

事務局：個別の事業につきましては、次回以降に再度やっていただくということにいたしまして、基準についてのご審議をお願いしたいと思います。

委員長：では、議題の2の方に移りまして、補助金の交付に関する基準（案）について、資料3の説明をお願いします。

事務局：それでは、議題2についてでございますが、資料3になります。

前回ご提示しました補助金の基準について委員の皆様からご意見をいただきました。修正いたしましたものです。左側が原案で右側が修正したものとなっています。別紙として点検シートを添付してございます。その後ろのA3の用紙2枚に、委員の皆様から頂いた意見を一覧にしてございます。その後ろに、基準の中で引用している法令を抜粋してあります。修正した結果、資料4の既存規則やNPO法から引用した部分もございます。

特にこの中の8番の効果の検証と見直しの基準の欄でございますが、ご意見をいただきました。項目の追加、並び替え、水準の修正を行っておりますが、これが委員会での個別補助事業を見直すルールともなりますので、これについて、早めにご結論をお願いします。

それ以外の部分につきましては、またご意見いただいて、再修正しながら次回決定するというだけでもよろしいかと思っております。また、お時間の関係から、この場での審議が難しければ、またご意見を事務局へいただいて、次回に再度修正して提示することもよろしいかと思っております。

なお、前回委員からご質問いただいている規則との関連ですが、プロジェクトといたしましては、現在、規則は手続きを定めているものでございまして、ここに評価や見直しの基準を入れ込むよりは、補助金の考え方として別途基準を作って、双方が補完できればよろしいのではないかと思っております。また、今回は、団体が限定された補助金を対象に取扱いをご審議いただいておりますので、補助金の性格上、これだけではないということも考えられますので、根源的な問題を含むよりも、構造が複雑にならないように、見直しに合致したものを基準として定めていきたいと思っております。また、ご意見等につきましては、報告書の中の提案ということであれば、その後でも検討もできるようなことと思っております。

第三者によるチェックシステムの導入につきましては、基本的に所管する組織形態にもよりますが、なかなか実現は難しいのではないかと思っております。新しい制度の担当部署が所管することも範囲が広すぎて難しいのではないかと。包括外部監査、定期監査、事業評価等もありますので、委員会報告でご提言していただいて、努力を求めるような提案をしていただければ、検討の材料にもなるのかなと思っております。概略につきましては、以上です。

委員：質問なのですが、修正案の8番で、なお、補助事業終了後、この基準に著しく反す

ることが判明した場合には補助金の返還を求めるものとする。以下、目的、目標とも不明確な場合から始まって、14 番まであります。その中の 7 番目に点検シートがあるのですが、点検シートの方で確認している事項、例えば、10 万円未満とか、あるいは補助金の割合が 10%から 50%とか、点検シートで確認していることとここに書いてあることがダブっているのです。点検シートで出てきている事項については、ここに入れない方が。半分くらいは点検シートに書いてあるのと同じになっているので。

委員長： この基準が点検シートに反映されてないといけないと思うのですが。

基準の考え方を点検シートで確認をする。

委員： そうであれば、点検シートと同じにしてしまうとか。そうすれば、極端に言えば、点検シートで確認すると書けば終わりですね。

事務局： 確かに、最初点検シートで決まったことを、ここにいれていくという形でやったのですが、折角点検シートで決まったのだから、積極的に位置づけていくという意見もございまして、入れ込んでいますので、若干そこに齟齬があったのかなと思いますので、直さないといけないなと思っています。基本的には本文に書いてやるのが重要なのかなと思っておりまして、それはどうしてかと申しますと、10%から 50%に入っていることが、最低限の必要条件なのかということを決めるためには、0 点、1 点、2 点で、総合点が 30 点だ、40 点だということではなく、そもそも 10%から 50%に入っていなければならない原則をここで言わなければならないと思いますので、ここに入れているわけです。それと、点検シートの方は評価の基準になりますので、だから駄目という様にはならないわけです。ですから、著しく低い場合にはちょっと見直さなければならぬけれども、基本的にはこちらで最低基準は示さなければならぬと思います。だから、点検シートの取り扱いと見直しするための基準は別に考えなければならぬと思っています。

委員： 事業の開始前と実施後は別紙点検シートにより点検を行うように書いてあり、いずれかに該当した場合には、廃止・縮小、整理・再編など見直しを行うものとする。事業終了後、この基準に反することが判明した場合、この事業終了後と言うのは、補助金を交付した後、決算書をもったり、いろいろな報告をもったりして、反している場合には返しなさいと。この時の著しく反するというのは、この基準を言っているのですよね。そのように理解すれば良いのか、それとも、その後ろに書いてある(1)から(14)に反していると考えなのか。それとも、目的から始まる、本基準案に反していると考えなのか。でも、この基準に反しているのであれば、本来補助金は交付しないですね。

委員： 点検シートは必要な項目を点検して行って、最終的にはトータルの点数が効いてくるわけですね。ここのルールは、1 項目でも外れれば、補助金の交付をやめる理由になると考えた方がよいのではないかと思います。と言うのは、点検シート上では、良いも悪いも点数の差としては 2 点しかないわけで、あつてはならないことでも、0 点で終わってしまうわけですから、あつてはならないことはルールの中で明確にして、ここを守っていなければ、0 点というよりも、もう交付しないということが明確になった方が良いと思うのです。

委員：例えば、10万未満の補助金は交付しません、あるいは、10%から50%以内に設計されていない場合にも交付しないと、それで良いのですかね。ただし、これに合っていたのだけれど、後で良く調べたら、10%から50%以内でなかったとか、10万円未満だったとか、という場合には返してもらうと。基本的には、これをすべてクリアしていないと交付しないと、そのような理解でしょうか。

委員：細かいことだけれど、8番と14番は同じ文章ですね。

事務局：並べ替えをしたので、もしかしたら、前にあったものが無くなっているかもしれません。

この中で、「この基準に著しく反することが」としているのですが、この辺りはかなり明確でないと難しい話で、著しくはどの程度なのかということが非常に問題になりますので、この辺りにつきましては、方向性としては、例えば、ご意見の中にもありましたように、基本的には交付決定という処分を行っていますので、交付決定の取り消しが第一義的になりますし、実際に交付した後ですと、後日、錯誤や隠していた場合などについては、返還ということになるかと思えます。この辺りは書き方の精査が難しいところかと思えますが、基本的には目的に反していれば、交付しないというのが第一にあって、次に返してもらうというのがあろうかと思えますので、書き方については、工夫がいるのかなと思っています。

委員：11番はどうして削ったのですか。

事務局：これが無くなったのではないかと。14番の代わりにこれが入るのではないかと思います。

委員：11番は結構重要だと思いますので、残してもらった方が良いかなと私は思います。

事務局：1つ減って3つ増えているはずなので、減ったのが、旧の(3)で、複数の方から分かり難いのご意見をいただきましたので、削除しております。

委員長：いただいたご意見は全て反映できていると考えてよろしいですか。

事務局：申し訳ありません。締め切りの関係がございまして、金曜日までに頂いているものになっております。ただ、頂いた意見につきましては、全て一覧にはしてございます。

委員長：ご意見を出されて、反映されていないところがあると思われる方について、お気づきの点があれば。

委員：非常に大きな組織に補助する場合に、あまりに分割して補助しているので、全体像が見えなくて、あちらこちらに例えば運営費が隠れているのではないかという感じがあり、全体が見えるような形になっていないと駄目というようなことを言いたい。

もう一つ、上部団体と下部団体があって、上部からお金が下りてくると、下部から上がっていくのと複雑になっていて、これがすっきり見えないと、妥当かどうかというのが分かり難い。その辺りは、整理してもらった方が良いというコメントをしてあったのですが。

委員：(1)は目的、目標とも不明確な場合となっているのですが、目的だけで良いと言うと、目標が不明確でも良いのではないかと言う様に理解できる。事業のPDCAを回すためには、目的があって、目標があり、その目標に対して事業の施策が合っているかどうかを評価する。企画のときに評価する、事業が終わった時に評価すると言っても、目標

がないと、すばらしい目的だけがあっても、評価にならないと思うのです。旧の(3)を削除されたそうですが、(3)で言っているのも同じような内容だと思うのです。補助の目的を達成するために、補助以外の方法による方が、効果及び効率が向上すると認められる場合というのは、(3)を評価する為には、目標がはっきりしていて、目標を達成するための手段にどういう手段があって、その事業が妥当かどうかを評価するのであって、目的と目標は両方とも明確でないと、事業の評価はできないのではないかとと思うのですが。

事務局： おっしゃる主旨はわかりますので、工夫させていただきます。

委員： 3番は委託かどうか、委託の方が良いかということですか、元々の意味は。そのように取れたのですが。

事務局： 委託だけではないですが、インセンティブをどう与えると言うことなので、補助金だけではないと思います。

委員： ヒアリングをしているときに痛感したのが、PDCAが回っていないということでした。補助金を与えるための目標をかつちり決めるのか、あるいは、PDCAを回すような報告になっているかを評価するのか、2つのやり方があるかと思うのですが。是非考えて頂ければと思います。

委員長： 見直しの時期を設定するだけではなく、3年に1回見直しなさいとなると、3年に1回はPDCAが回るわけですね。

委員： 効果があったかどうかの反省の上に、次のアクションは、それに上乘せ効果があるように工夫することが重要で、次のレベルのアクションが出ないと次の補助金につながっていかないとということなのですが。

委員： 目的はどの事業も皆すばらしいと思うのです。明確な目標がないと、その予算を使って皆事業を一所懸命やっているのだけれど、目標に到達しないということもあります。それならば、最初からありたい姿は100%なのだけれども、6割の達成度が目標値だとすれば、6割達成すれば、よしとしないといけません。企画のときに目標は6割にしますと。青少年の環境を良くするとかきれいな目的はあるのですが、それを達成するために、自分たちの事業としてはティッシュを配るのであれば、1万個配るとか、配った結果、犯罪率が減ったとか、補導率が減ったとか、何かそのような目標を作らないと。夏祭りでも同じだと思うのですが、対象人数が1万人いるのだけれど、参加率は常識的に1割だと。であれば、1割を目標にして、いろいろなプログラムを組んでいく話であるし、目標がないと、予算も組めない。

委員： ただ、10%の目標が良いかという問題があって。これは、15%にしないと、次の補助金につながらないよといった流れが望ましい。

委員： それは、2年なり3年に1回評価していただいて目標値を見直せば良いのでは。

委員： 報告の仕方が、「達しませんでした」「達しました」で、「はい、良かったですね」という報告では、仕方がないねということをお願いしたいわけです。

事務局： 入れられるところは、入れたつもりだったのですが。

例えば、対象の適格性の中で、団体の中にきちんと評価する仕組みをもっていることか、整理・統合の必要があれば、やるようにという趣旨は入れてございますし、

それから、他の補助と二重と見られる場合も駄目だよという話は入れてございますので、おっしゃっていることは、それをどう運用するかということと、それをどうはつきり書くかということだと思っておりますので、それについては、議論をいただいておりますので、再度工夫致します。

ただ、問題はそれらを全部網羅して監視していく仕組みと言うのは、範囲が広くて、誰がやるのという話になりますので、補助を作ったところが姿勢としてやっていくというのが原則だろうと思っております。

委員長： もう一つ、担当課の皆さんも問題があるかな、見直しすべきかなと思っているような時に、この基準が出てきて、この基準に則っていくとこれは見直ししなければいけませんねということになって、見直ししやすくなるということも、この基準に必要な側面かなという気がします。従って、私もここに書かれていること全てを具体的に理解しているわけではないのですが、ただ、目的、目標の話で、例えば、お祭りをやって、5万人を集めましょうなんて言った時に、数値の目標が、たまたま雨が降ったら、人手が少なかったなんてことはありますよね。なかなか数値そのものは難しい。だからと言って、なるべく多くの市民を、というわけにもいかないかなと。そこは担当課が補助金を交付する時に、子どもの健全育成が目的だから、そのために、どんなことを目標とするのかということを考えていただかないといけないのかと思っております。

委員： 実際そうです。担当課の課長さん以下、ヒアリングにお見えになった方たちに、この補助金は減らしてなるものかという熱意を感じる担当者で、逆に問題意識を持っているので、そこに触れられたなって感じで、返答に苦慮している担当の方もいらしたように感じましたので、今回こういった形で問題提起することで、担当課自身が内容を吟味していく、そして、申請を受ける時にきちんと説明義務を果たして、こういったことをやっていかないと、申請時点では良いけれども、これが3年5年と続くことによって、ハードルが高くなるというのではなくて、内容を吟味する必要が出てきますよ、ときちんと申請時点で説明して、理解してもらおうという努力義務が生まれてきますから、それはとても良いことだと思います。

委員： 目標が立てられないものも当然ありますが、極力たてられるものは、指標化する努力をしていただくことが必要だと思います。特に、事業ごとに補助する場合には。指標化に努めるというか、そのような考えが必要かなと思います。

事務局： 8の見直しの基準としているものにつきましては、必須条件になりますので、本当にそのラインで良いかどうか、そこは議論していただかないと。10%の話とか金額の問題もありますので。

委員長： では、一つずつもう一度確認をしましょうか。

(1)目的、目標ともに不明確な場合。これは、公益目的がしっかり書かれていて、目標が示されている。目標の場合には、先程申しましたように、明確に出せるものと出せないものがありますが、それを具体的に出してもらおう。どんな事業に出すのかとか、そこは明確にしろ。これがないと、補助金として失格ということだと思うのです。

(2)補助対象となっている特定団体等の事業等及びその内容が、補助金を受給してい

ない他の団体でも実施されている場合。これは、公平性の問題ですね。ある団体はもらうけれども、ある団体はもらわない。これは、補助金をもらわない団体も同じ活動をしているのであれば、補助金はいらぬのではないかと、ということになりますので。公平性が欠落しているという問題だと思うので、基準になると思います。

(2)の観点からみると、廃止あるいは見直しにいく補助金が出てくるのではないかとと思いますが。

(3)他市の補助制度の対象、範囲、水準等と比較して、著しく均衡を欠いている場合。これは、「著しい」のところが曖昧なので、著しいとはどれくらいかを考えておかないと少しの差が皆1点になりますから。どうでしょうか。他市では出ていないとか言うのは著しいとみるのでしょうかね。

委員：高すぎるというのも、著しいとは思いますがけれども。あるかないかは当然著しいのだけれども、あるかないかだけではなくて、あってもやたら高すぎるのはおかしいと。

委員：そういうと、他市と言うのは、いくつくらいか。また、市川市と比べれば良いのか、千葉市と比べれば良いのか。どの辺りまで比べれば良いのか。ということがありますよね。(2)もそうなのですが、この通りなのですが、手を挙げない人もいますよね。手を挙げない人がいたらだめなのかと。(1)の目的、目標も何か書いてあれば良いのかということになってしまう。そうすると、また、この説明をと言うことになる、細かくなりすぎてしまう。一番はっきりしているのは、例えば、10万円未満は駄目と書いてあれば、これは誰から見てもはっきりしていますよね。10%未満に設定されていないと言え、すぐわかるのですが、そうでない事項というのは、曖昧になってしまいますよね。詳しく書こうと思うと、たくさん文章を書かないといけない。そうするとますます混乱してしまうと。

委員：(2)の場合は、周知徹底しているということだと思うのですね。この前の20%しかはっていない青少年の団体は、手を挙げさせていないのだから、聞いてくるまでは。

委員：幼稚園もありましたよね。それもいくつかには出していないでしたよね。

委員：父兄会も同じような施設がありますが、そこにも補助金を出していなかったのだから、不公平になりますね。

委員：市としては、申請期間を設けているのだから、手を挙げてこない団体は仕方ないですよ。

委員：申請者の意向であるから、補助金受けた方がいいですよと声をかける必要もないですからね。

委員：補助してもらいたいという団体には、支出する門戸は開いていればいいと思います。

委員：既得権化していて、他の団体は手を挙げるチャンスも与えていないという事業がありました。予算がないからという理由もありました。

委員長：事前の公平な公募手続きを踏んでいるのであれば、一部の団体が補助を受けることがあっても仕方ない。この手続きを踏んでいないのであれば、見直しが必要ということですかね。

(4)所期の目的を達成、またはその意義が薄れてきたと認められる場合ですが、点検シートの「現代的ニーズに対応しているか」にあたる場所ですかね。

(5)廃止又は縮小しても重大な影響がないと認められる場合ですが、これは必要性がないということですね。

(6)補助金額が10万円未満の零細な事業等で、事業効果が期待できないと認められる場合ですが、これは10万円でも100万円の事業効果があればいいということですかね。

委員：育成会みたいに全体の事業費としては大きいのですが、最終的に渡る自治会には金額が少なくなっている場合をどう考えますか。

委員長：全体の額ではなくて、一つ一つの個別の団体に渡る金額が少額である場合ということですね。

事務局：単位あたりの補助金額が、余りにも少ない場合は、廃止まではいかないと思いますが、統合するとか、上部団体があれば一括して渡して、もっと有益な活動を考えてもらうことになるのではないかと思います。

委員長：(7)点検シートによる評点が著しく低い場合。これは次回改めて評点が出てから、議論するということですね。

委員：委員長、点数を何点以下は見直しとするかを考えていますか。

委員長：10点以下などありますが、次回の訂正後の評点を見てから、判断していきたいと思っています。

(8)補助の目的以外の事業を行ったと判断される場合。これは目的外使用ということですね。

事務局：これは、意見がございましたので、入れ込んだものです。また、(7)と(13)もそうです。(8)につきましては、補助終了後の補助金の返還を求める規定ですが、実は規則に定めてありますので、いらぬのかなとも思います。規則の方で担保できるものは、ここで改めて規定することは必要ないと思います。そういう点で、(8)は重要な視点ではありますが、そもそも目的外の補助金というのは、規則上で駄目といっている訳ですから、(8)となお書きはいらぬのかなとも思います。

委員長：なお書きと(8)及び(14)は削除しましょう。

(9)対象となる補助事業等と経費が明確となっていない場合です。

委員：これは、明確になっていけばいいということですか。

事務局：最低基準ですから。

委員長：少なくとも事業と経費が明確になっていないと駄目ということですね。

委員：基本は団体が行う事業に対して補助する事だと思うので、この項目は必要だと思います。

委員長：事業を明確にするというのは、目標を考える上では重要だと思いますね。経費もきちんと根拠を出さないといけないと思います。

次の(10)合理的な理由なく、補助率が10%以上50%以内で設定されていない場合ですが、これはどうでしょうか。

委員：合理的な理由が必要ということですので、これでよろしいのでは。

委員長：(11)補助金の使途に、特定団体等の内部経費又は個人的消費とみられる経費が含まれている場合ですが、これはこのままでいいですね。

(12) 終期、見直し時期又は実施時期が5年以内で設定されていない場合。

委員： 制度そのものは5年で見直すのはいいと思うのですが、同一団体に補助する場合には、5年は長過ぎると思います。我孫子市などの例によると3年くらいで区切っています。制度と分けて考える観点も必要ではないでしょうか。

委員： 私は少なくとも1年か2年おきには事業評価する必要があると思います。

委員： それはやると思いますが、事業そのものの効果は2、3年経たないと出ないものもあると思います。しかし、5年は長過ぎると思うのです。

委員長： 毎年、最低限見直すということですよ。

委員： ただ、毎年見直しするといっても、形式的な見直しの場合もあり得るので、必ずリセットするタイミングというのは3年や5年にすべきだと思います。

委員： 実際どの補助団体も毎年会計報告等で、見直しをしているという前提でやっているのです。ですけれども、昭和の時代から長きに渡って補助金を受けている訳ですから、そういう人達に、今までにない見直しを迫る訳ですので、内容をきちんと持たないといけないのかなと思います。

委員： 自治会みたいに未来永劫に補助し続ける方が、効率的な事業というものもあると思います。最高3年というのをうまく両立させることを織り込めればと思います。

委員： 自治会も少子化により状況も変わって来ている。例えば、子ども会補助と青少年補助の並行補助が本当に必要なのか。昔は、学童時以前の子どもと中学時と二つのコアがあったが、今は無くなっているのに、まだ二つの補助は残っている。こういう例があるので、未来永劫必要と思われるような補助金も、3年や5年で区切り見直し必要があると思います。

委員長： そもそも現在の補助金の中では、見直し時期を設定しているものは無いのですよね。すべての補助金にこれが適用されて、少なくとも見直し時期だけは、すべての補助要綱に書き込むこととなりますよね。

事務局： そういう意味で、最低基準なら5年という考え方もあります。

委員： 先進的な船橋市としては、このような基準も先進的な都市のレベルであって欲しいと思います。

委員長： それでは、同一団体への補助が継続している場合には、3年で見直すことを加えましょう。

委員： 見直すということをどういうことで見直したというのを決めておくのは難しいですよ。

事務局： 新しい制度との年数のバランスも考えると、3年で全て見直しというのが委員会の意見ということであれば、それでいいのかなと思います。

委員： 見直し時期と終期というのがありますから、3年と決めればいいのかでは。

委員： 見直しというのは、事業の中身、費用対効果や会計監査も含めて全部を見直すということでもいい訳ですよ。ですから、3年に一度、第三者が入って評価した方がいいと思う。会計監査等も内部でやって終わりということでは、どうかと思う。

委員長： 最初は、担当課も見直してくださいという趣旨でしたが、今聞いていると第三者機関が判断する必要性は高いですね。

- 事務局：ここは見直しの基準ですので、見直しの仕方は、別にご提言いただければいいと思います。
- 委員長：(13)補助対象事業が、他の補助金や助成などとの二重助成と認められる場合です。この二重助成というのは、例えば市の施設を借りる場合の優遇があるとかということですか。
- 事務局：今までの議論で、その様にはみなしていません。例えば、便宜供与として何かもらっているとか、或いは名前の違う補助金をもらっていることではないかと思います。
- 委員：実質的に二重補助というのはあり得ると思う。
- 事務局：直接、事業に対してではないと思います。別々のメニューで一つの団体に補助しているのはあります。それは新しい補助金制度にもあり得ると思います。あくまでも対象事業と経費が二重になっていないかというのが重要であると思います。
- 委員長：それは客観的に確認出来るのですか。
- 事務局：難しいと思います。ここでは基準ですので二重とみられない配慮が必要だと思えます。
- 委員長：(14)に左の(11)繰越金等の額が補助金額を上回る、団体等の財務状況が良好で自己資金で運営が可能であるなど、財務的な効果が薄いと認められる場合、が入りますね。
- 事務局：補足ですが、合理的な理由がある場合というのも入れ込んだ方がいいと思います。
- 委員長：はい。
- 事務局：今いただいた意見をまとめてもう一度ご提示させていただきます。次回もう一度見直していただければと思います。
- 他の項目につきましても、ご意見をいただいて次回検討していただきたいと思っております。
- 委員：4の補助事業等の内容で、特定非営利活動促進法を引用していたりして、変更されていますが、理由を聞かせていただけますか。
- 事務局：委員からご意見をいただいたものです。公益に関する基準というのが、国からNPO法については17項目、公益法人改革については23項目示されておりますので、そういうものを配慮して作った方がいいというご指摘をいただきました。
- NPO法に関しましては、一つは宗教、政治活動を推進するような団体には補助しないという趣旨が規定されています。別表には分野別の活動が規定されており、ほぼ市町村の業務であっても同じように判断できるものと思っておりますので、それを引用させていただければ、こちらで個別に定めていく必要はないのかなと思います。参考資料を見ていただいて、ご意見いただければと思います。
- 委員長：議題3の新しい補助金制度について、ご説明いただけますか。
- 事務局：それでは資料5を見ていただけますでしょうか。前回は近隣市の代表的な公募型補助金制度について紹介いたしました。この資料5は補助金プロジェクトとして、イメージをまとめたものでございます。別紙に委員の意見が記載されておりますが、次回までにまたご意見をいただいて、修正案を提示させていただきます。
- 委員長：中身についてもう少し説明いただけますか。
- 事務局：前回3種類の公募型補助金についてご説明させていただきましたが、船橋市として

導入するならどういものがいいかということで、プロジェクトで検討しましたところ、市の一般財源を元に制度を作って、寄附も活用できる方法がいいだろうということになりました。また、区分としては「立ち上げ支援」と「事業費支援」がございませ

ず。「立ち上げ支援」というのは、運営費も対象としているので短期間一回で終わりにするというものです。「事業費支援」というのは、いい事業であれば何回でもエントリーができるというものです。

補助率につきましては、「立ち上げ支援」は例外として 50% 枠を撤廃してもいいのかなと思います。ただし、小口に限ります。「事業費支援」は、50% を限度に大口の補助を行うというものです。

審査方法については、委員からご意見いただいているとおり第三者機関により審査を行う。その他に金額の範囲ですとか、協働的な視点や見直しの期間等をこの中に入れ込んで行く予定であります。

考え方としては、市民団体から応募いただいて、委員会においてヒアリング等で審査を行い、審査結果も公表していく。補助金の交付は、前年度に審査をして予算が付いたら翌年度に交付する方法や年度途中で応募を受けて予算の範囲内で交付する方法などがあります。

メリットとしては、基金的な運用の必要性がないということで、小回りが利く。それから、早くこういう制度をスタートすることが出来る。既存補助金制度を並行して受けながらも、新しい公益活動についても補助を受けることが出来る。

課題としては、どれくらいの金額をここに充てるのが適当で且つ可能なのか。寄附金を活用するのであれば、寄附金の取り扱いやそのインセンティブをどうしていくか。或いは既存の補助金を受けている団体が、こちらの補助制度に移りたい場合にそのインセンティブをどうするか。他には、時間的制限をどれくらいに設定するか。金額はどうするか。補助率についてもどういうふうに考えていくのか。他市の事例では、若者枠というのがございまして、若者であれば特別扱いにして、余分に補助しますから頑張ってくださいという制度もございまして、そういうものも付け加えていくのであれば、ご意見をいただければと思っております。これが、プロジェクトで検討したイメージですので、前回の資料とあわせてご意見をいただければと思います。

委員： 作成中の基準には関係しないということですかね。

事務局： 交付基準は既存の補助制度を見直しする為のルールですので、そこではこれを必ずしも合致させておりません。逆に例外的に補助率を上げる場合もありますよという趣旨で書いております。ただ、公平でなければいけないとか、公益目的でなければいけないとか、評価をきちんとしていこうとかという趣旨は、この中に全部入れております。

委員： 小口で 10 万円以上とか、補助率 100% ということは、基準とは別に考えた方がいいということですね。

事務局： そうですね。基準との関係でいいますと、こちらの制度に団体が移ってくれる気持ちになってくれるのが一番だと思っております。こちらでは、小口で設けられますし、

補助率も特別扱いするケースもありますということを謳っておりますので。

委員長： 立ち上げ支援の場合は、一回のみ申請可なので、そこが問題だと思いますね。

事務局： 一回が3年という意味でも考えられます。猶予期間をどう見るかということも設定の問題です。

委員長： 基本的には毎年ある意味で委員会で公開ヒアリング等をするということですから、競争型の補助金になるということですね。

では、他市の事例も参考にお考えいただいご意見をいただくということで、次回以降具体的に検討して行きたいと思います。

委員： 新たな補助金制度は公募型に決めてしまう訳ですね。それ以外にも政策的な補助金制度というの考えられますが。

事務局： この委員会として、新しい活動に対して望ましい補助金の出し方として、公募型補助制度を提案していただけたらという趣旨でございます。

もちろん公募型に合致しない政策的なものもあると思いますが、それとは違う公募型の自主的に行う事業に対して広げて行くという趣旨でございます。

委員長： 4番目の議題の今後のスケジュールについてですが、日程調整についてはどうですか。

事務局： 次回は1月20日の火曜日午後6時からでございます。それ以降につきましては、後日調整させていただきたいと思います。

委員長： それでは、他に何かございますか。

事務局： 事務局としては、次回までに基準の関係と個別の自己診断をしていただきます。それから、新しい補助金制度についてもご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願致します。

委員長： それでは第5回の補助金制度検討委員会を終了させていただきます。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 岡田 敏男